

# 京都府後期高齢者医療広域連合旅費条例

平成19年2月8日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（特別職の職員を除く。以下同じ。）に支給する旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、旅費に相当する費用弁償。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 職員に支給する旅費の額及び支給方法については、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月7日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。